

## 安全衛生教育及び研修の推進についての補足説明

(公社) 全国産業廃棄物連合会

厚生労働省では、平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号に定める安全衛生教育推進要綱に基づき安全衛生教育及び研修を推進してきたところです。

この度、第三次産業や昨今の製造業における災害増加、メンタルヘルス対策・化学物質のリスクアセスメントの推進の重要性等を踏まえ、安全衛生教育推進要綱を改正（平成 28 年 10 月 12 日付け基発 1012 第 1 号）いたしました。

併せて、前回の改正から 15 年が経過しており、その間に発出された各種指針や通達等<sup>注1</sup>との整合性が図られております。

本要綱では、今後の在り方、進め方が以下のとおり示されています。

- (1) 各種の教育等は、相関連して総合的な観点から実施されることが効果的であることから、法的及び法定外の教育等<sup>注2</sup>全般について体系化を図る。
- (2) 労働者の生涯を通じた教育等、経営トップ等・安全衛生に係る管理者・労働者等企業内における各層に対するそれぞれの立場に応じた教育等に留意する。
- (3) 機械設備の安全化を促進するための設計技術者等に対する教育及び事業場の安全衛生水準の向上のための技術面での指導援助を担当する安全衛生専門家の研修を充実する。
- (4) 教育等の種類・内容等は、技術革新、労働者の高齢化、就業形態の多様化等近年の労働環境の変化に対応したものとする。
- (5) 教育等の内容の具体化、教材の整備、講師の養成、教育等の実施機関の育成等を通じ、教育等の水準の向上を図る。
- (6) 教育等の促進のための、企業、安全衛生団体等に対する指導・援助を行う。

教育の実施に当たっては、教育内容の充実を図りつつ、計画的に実施することとされています。また、雇入れ時教育の徹底、パート・アルバイト・派遣労働者等、非正規雇用労働者を含む未熟練労働者、高齢労働者、外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等の実施が求められています。

注 1) 各種指針や通達等

- 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年 4 月 30 日）
- 危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 18 年 3 月 10 日）
- 労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年 3 月 31 日）
- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（平成 25 年 3 月 25 日）
- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について（平成 25 年 6 月 18 日）
- 設計技術者、生産技術管理者に対する機械安全に係る教育について（平成 26 年 4 月 15 日）
- 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日）
- 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて（平成 28 年 2 月 23 日）

注 2) 法的及び法定外の教育等

労働安全衛生法においては、次の教育の実施が事業者には義務付けられています。

- 雇入れ時教育
- 作業内容変更時教育
- 特別教育

また、事業者は次の教育の実施に努めなければならないとされています。

- 安全管理者等労働災害を防止するための業務に従事する者に対する能力向上教育
- 危険または有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育
- 健康教育